

1. 仮設校舎に必要な各室の規模及び室数の目安

仮設校舎においては、以下の諸室を含むものとする。

	1室当たり 面積(m ²)	室数	面積 (m ²)	備考
普通教室	64.80	17	1,101.60	
小人数教室	64.80	1	64.80	
多目的室	64.80	1	64.80	
理科室	94.57	1	94.57	準備室16.81含む
音楽室	103.68	1	103.68	準備室25.92含む
図工室	103.68	1	103.68	準備室25.92含む
家庭科室	94.50	1	94.50	準備室16.74含む
図書室	90.72	1	90.72	
特別活動室	25.92	5	129.60	
特別支援スタッフルーム兼教材室	38.88	1	38.88	
特別支援普通教室	25.92	2	51.84	
教材室（キラリ）	25.92	1	25.92	
教材室	25.92	1	25.92	
校長室	19.44	1	19.44	
職員室	116.64	1	116.64	
事務室	19.44	1	19.44	
保健室	38.88	1	38.88	
用務員室	25.92	1	25.92	
教育相談室	25.92	1	25.92	
更衣室（職員）	25.92	1	25.92	
放送室	12.96	1	12.96	
PTA室	25.92	1	25.92	
配膳室	45.68	2	91.36	各階
EV	6.16	2	12.32	各階
防災備蓄倉庫	40.00	1	40.00	別棟
共用部（廊下等）			1,102.61	
作業場・ゴミ置場・体育倉庫			38.00	
合計			3,585.84	

2. 建築基準法の緩和に関する基本的な考え方（3階建てとする場合）

仮設校舎については3階建ても可とする。この場合、建築基準法上、仮設建物の緩和に関する考え方は以下を基本とする。

【耐火について求める性能】

- ・ 準耐火建築物（ロ-2）以上の耐火性能とすること。
- ・ 延焼ライン内の外壁及び軒裏を準耐火構造とすること。
- ・ 外壁を不燃材料、軒裏を防火構造、開口部に防火設備を設けること。
- ・ 既存建築物（居室の有るもの）及び隣地境界線から5 m以上の空地を確保すること。

【避難について求める性能】

- ・ 火気使用室、避難経路の内装の下地、仕上げを不燃材料とすること。
- ・ 避難階の地上への避難経路、避難階以外の階段までの歩行距離が30m以下とすること。
- ・ 避難上有効な階段を3か所以上設置すること。